

## 令和6年度から開始する安全研究プロジェクトに係る事前評価

令和6年1月17日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、令和6年度から開始する安全研究プロジェクトに係る原子力規制庁が実施した事前評価の了承について諮るものである。

### 2. 概要

原子力規制庁は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(改正 令和元年5月29日 原子力規制委員会決定)及び「安全研究プロジェクトの評価実施要領」(改正 令和3年8月26日 原子力規制庁長官決定 [参考1](#))に基づき、長官官房技術基盤グループで行う安全研究プロジェクトのうち、令和6年度から開始する3件の安全研究プロジェクトについて事前評価に係る自己評価を実施した。

これらの自己評価を基に、事前評価結果の案を作成した。

### 3. 事前評価結果(委員会了承事項)

令和6年度から研究を開始する3件の安全研究プロジェクトに対する事前評価結果の案を[別紙](#)のとおり了承いただきたい。

[別紙](#)：令和6年度から開始する安全研究プロジェクトに係る事前評価結果

<別紙、参考等>

別紙 令和6年度から開始する安全研究プロジェクトに係る事前評価結果

別添 令和6年度から開始する安全研究プロジェクトに係る事前評価結果（自己評価）

参考1 「安全研究プロジェクトの評価実施要領」（令和3年8月26日原子力規制庁長官決定）（抜粋）

参考2 技術評価検討会名簿

参考3-1 安全研究のプロジェクトごとの自己評価結果

（事故耐性燃料等の事故時挙動研究（R6～R10））

別添 事前評価対象安全研究プロジェクトの研究計画

（技術評価検討会での議論を踏まえ朱記修正）

参考3-2 安全研究のプロジェクトごとの自己評価結果

（地震動評価手法の信頼性向上に関する研究（R6～R10））

別添 事前評価対象安全研究プロジェクトの研究計画

（技術評価検討会での議論を踏まえ朱記修正）

参考3-3 安全研究のプロジェクトごとの自己評価結果

（断層の活動性評価手法に関する研究（R6～R10））

別添 事前評価対象安全研究プロジェクトの研究計画

（技術評価検討会での議論を踏まえ朱記修正）

## 令和6年度から開始する安全研究プロジェクト に係る事前評価結果

令和6年1月17日  
原子力規制委員会

### 1. 評価の対象

原子力規制庁長官官房技術基盤グループで実施する安全研究プロジェクトとして、事前評価の対象となるプロジェクトは次に示す3件である。

事前評価対象プロジェクト

No.	プロジェクト名	実施期間（年度）
1	事故耐性燃料等の事故時挙動研究	R6 - R10 (2024 - 2028)
2	地震動評価手法の信頼性向上に関する研究	R6 - R10 (2024 - 2028)
3	断層の活動性評価手法に関する研究	R6 - R10 (2024 - 2028)

### 2. 事前評価結果

上記の安全研究プロジェクトについて原子力規制庁が実施した事前評価に係る自己評価（別添）は妥当である。

## 令和 6 年度から開始する安全研究プロジェクト に係る事前評価結果（自己評価）

令和 6 年 1 月 12 日  
原子力規制庁

### 1. 評価対象プロジェクト

今回の事前評価の対象は、令和 6 年度に研究を開始する安全研究プロジェクト「事故耐性燃料等の事故時挙動研究」、「地震動評価手法の信頼性向上に関する研究」及び「断層の活動性評価手法に関する研究」の 3 件である。

### 2. 評価の方法

「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」（改正令和元年 5 月 29 日原子力規制委員会決定）及び「安全研究プロジェクトの評価実施要領」（改正令和 3 年 8 月 26 日原子力規制庁長官決定）に基づき、原子力規制庁技術基盤グループは、安全研究プロジェクトの研究内容（成果目標、計画、研究手法等）の技術的妥当性及び研究計画の適否を評価した。評価に当たっては、研究手法、成果の取りまとめ方法等の技術的妥当性の評価に客観性を加味する観点から、技術評価検討会を開催し外部の専門家の意見を聴取した。

### 3. 評価結果

安全研究プロジェクトの評価実施要領に基づき行った、研究内容の技術的妥当性と研究計画への反映に関する確認、研究計画に対する自己評価の結果は以下のとおりである。

#### I. 事故耐性燃料等の事故時挙動研究（R6-R10）

##### （1）「研究内容の技術的妥当性」について

本研究では、実績のある手法を取り入れて研究を進めつつ、国際共同研究プロジェクト等における最新知見を収集して研究へ反映することとしている等、技術評価検討会の指摘事項を満足していることを踏まえ、研究内容は技術的に妥当であると判断する。

##### （2）「研究計画案への反映」について

技術評価検討会での意見を踏まえ、供試体の状態、評価項目等を明確にし、研究計画の具体性を高めた。

##### （3）結論

技術評価検討会では研究内容の技術的妥当性を確認した。外部専門家等から受けた指摘については研究計画に反映した上で令和 6 年度から安全研究プロジェクトを開始することとする。

## II. 地震動評価手法の信頼性向上に関する研究 (R6-R10)

### (1) 「研究内容の技術的妥当性」について

本プロジェクトは、実施内容及び手法についても適切とする評価を受けていることから、技術的に妥当と判断する。ただし、研究の遂行に当たり、最新の知見を継続調査し、必要に応じて研究計画に適宜反映していくこととする。

### (2) 「研究計画案への反映」について

技術評価検討会での意見を踏まえ、研究の実施方法を明確にし、研究計画の具体性を高めた。また、本プロジェクトの名称については、研究計画の実施内容に即したものに修正することとした。

### (3) 結論

技術評価検討会では研究内容の技術的妥当性を確認した。外部専門家等から受けた指摘については研究計画に反映した上で令和 6 年度から安全研究プロジェクトを開始することとする。

## III. 断層の活動性評価手法に関する研究 (R6-R10)

### (1) 「研究内容の技術的妥当性」について

研究内容は、国内外の過去の研究及び最新の研究、知見を踏まえており、また、実施内容及び手法についても適切とする評価を受けていることから、技術的に妥当と判断する。

### (2) 「研究計画案への反映」について

技術評価検討会での意見を踏まえ、測定方法、成果の取りまとめの方法を明確にし、研究計画の具体性を高めた。

### (3) 結論

技術評価検討会では研究内容の技術的妥当性を確認した。外部専門家等から受けた指摘については研究計画に反映した上で令和 6 年度から安全研究プロジェクトを開始することとする。